

# 応援します いきいきライフ

## ②控除証明書の送付について

# 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

- 平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料の納付がある人は、11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。
- 令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人は、令和2年2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

### 国民年金に関するおたずね

日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
 (\*050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525)  
 市役所 保険年金課 ☎21-6982 または 各行政センター市民サービス課

## いいみらい 11月30日は「年金の日」です

年金記録や受給見込み額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、年金記録を確認できるほか、将来の受給見込み額について、さまざまなパターンの試算ができます。年金を受給中の人は郵送された年金支払に関する通知書を確認・ダウンロードできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認いただくか、専用番号(☎0570-058-555)までお問い合わせください。

### <予約による年金相談>

出雲年金事務所に年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

<予約受付専用電話受付時間>月～金(平日)8:30～17:15 \*土日祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

# 気軽に筆談セミナー

参加費  
無料



昨年度、大好評いただいたセミナーを今年度も開催します!

職場や学校など、あなたの周りに「耳マーク」「筆談マーク」はありませんか?マークはあるけれど、筆談の仕方はわからない、うまく書けるのか、しっかり伝わるのかが不安…。筆談は特別な技術の習得も必要なく、誰でも手軽に行うことができます。書く方も読む方も負担が少なくなる「筆談のコツ」を知れば、よりわかりやすくなるコミュニケーションに役立ちます。

ご参加お待ちしております。

- とき / 12月1日(日) 10:00～12:00
- 場所 / 出雲市役所1階くまびき大ホール
- 定員 / 20名程度(先着順)
- 申込締切 / 11月22日(金)

- 内容
- ・筆談のコツいろいろ
  - ・筆談体験
  - ・便利なツール「筆談ボード」と「筆談アプリ」
  - ・あいサポート運動と
  - 障がい者差別解消法の紹介

要約筆記  
あります

申込方法

福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

メール [fukushi@city.izumo.shimane.jp](mailto:fukushi@city.izumo.shimane.jp)

参加希望の方は電話、FAX、メール(件名は「筆談セミナー申込」としてください。)のいずれかで①講座名「筆談セミナー」②氏名③住所④連絡先を明記のうえ、お申込みください。  
 ※介助・手話通訳その他何らかの配慮が必要な人は、申込時にお伝えください。

11月5日(火)からスタート!

# 住民票やマイナンバーカードなどに 旧姓(旧氏)が併記できます!

希望者は  
手続きが  
必要です!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、  
旧姓が各種証明に使えます!氏が変更になった場合の  
本人確認に便利です!



## 旧氏併記とは

旧氏とは、その人の過去に称した戸籍上の氏のことであり、戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。戸籍に記載されている過去の氏の中から1つを選び、記載できるようになります。

※住民票、マイナンバーカード等に記載できる旧氏は1人に1つだけです。

## 旧氏併記の対象となるもの

住民票、印鑑証明、マイナンバーカード(通知カード)、署名用電子証明(e-tax等で利用)

## 旧氏を併記するための手順 ※申請は住民登録地です。

- ① 希望する旧氏が記載された戸籍から現在までつながる複数の戸籍謄本等を、本籍地の市区町村に直接または郵送で請求し準備してください。
- ② 戸籍謄本等と一緒に、マイナンバーカード(通知カード)をお持ちのうえ、住民登録地の市区町村窓口へお越しください。

※出雲市に住民登録がある人：出雲市役所市民課または各行政センター

## 旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場合で、その証明に使えます。



就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



おたすね / 市民課 ☎21-6391 FAX 20-0051



11月9日~15日

# 秋季全国火災予防週間



全国統一防火標語

## 『ひとつずついいね!で確認火の用心!』

これからの季節は、空気が乾燥し、不注意により思わぬ火災を引き起こすことがあります。

日ごろから住宅防火と火災時の避難方法、平常時の危険物の貯蔵、取扱いについて考えてみましょう。

住宅用火災警報器は設置されていますか?市内で起こった火災でも警報器が火災を知らせ、大事に至らなかったことがあります。また、設置してから10年を目安に電池の取り換えが必要となります。今一度、我が家の警報器の点検を行ってください。

火災が発生した場合は初期消火が大切ですが、消火困難な場合は、煙の拡大を防ぐため、出火した部屋の扉を閉めましょう。

## 危険物の貯蔵・取扱

消防法で、ガソリンは、「危険物」に該当します。取扱を間違えると、人命を奪う大きな事故を引き起こしてしまいます。

今後、安全な取扱を行うため、ガソリンスタンドでガソリンを容器にて購入する際に、身分証の確認や使用目的の問いかけ等を行う場合があります。ガソリンの適切な取扱のためにも、ご協力をお願いします。

また、一定量以上(右表)の危険物を貯蔵し、取り扱うときは、条例等により規制を受けますので、事前に最寄りの消防署等にお問い合わせください。

(表) 貯蔵、取扱数量(運搬を除く)

ガソリン	
個人住宅以外	40リットル以上
個人住宅	100リットル以上
灯油・軽油	
個人住宅以外	200リットル以上
個人住宅	500リットル以上

(注意:運搬可能な数量は、上表と異なります)

おたすね / 出雲市消防本部 予防課 ☎21-6922